

# 會告

一、會員諸君にして本會々費御納附下さる節は必らず直接本會あて若しくは東京御在住の方は便宜左記の諸君へ御渡し下されても宜しく候。

野口ゆか 森島みね 小關せい 佐々くき 林ふみ 松村ひさ

一、雜誌第九號及第十號は東京市内の會員に限り東京配達會社に依託して配達致させ候處、往々不着の向のある様承知致し候に付き本號より凡べて郵便にて配達致す事に改め候。尙右不着の諸君へ

は調査の上早速郵便にて配達致したる次第に候へども若し尙未着の方も有之候は御一報下され度く茲に本會雜誌部は右の粗漏を謝し候。

一、本會雜誌部へ新刊書籍雜誌等御送附之節は必らず表袋に本會宛名を御記し下されたく候。然らざれば往々取り紛れて折角の得意を空しくする事有之候。

一、本會に御入會を望まると方或は寄書其他本會に關する一切の事は必らず本會宛てに御申込み下されたく單に雜誌のみ御購

讀を望まると方は發賣所へ御申し込み下されたく候從來往々取り紛れ候爲め困難を來し候間爲念申上げ置き候

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 フレーベル會

## フレイベル會規則

第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルチテ目的トス

第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員ヲラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ贈出スベシ

第五條 令聞名ニアル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ、  
一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品幼兒成績物展覽、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス  
會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人 會務ヲ總理ス  
幹事 十人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ掌理ス  
評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第九條 主幹ハ會長ノ特選トス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス